様式(ｵ)

金銭消費貸借契約証書

（　本）

　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）は、

（以下「乙」という。）に対し、地域総合整備資金として後記要項記載の金員を貸し渡し、乙は、要項及び裏面記載の一般約款を承認のうえ、これを受領した。

　この契約を証するため、本証書正本１通、副本１通を作成し、甲はその正本を乙

はその副本をそれぞれ保有する。

　令和　　年　　月　　日

甲

乙

要　　　項

正 本

印 紙

|  |  |
| --- | --- |
| 金　　　　額 | 金　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 使　　　　途 | 令和　　年　　月　　日付け地域総合整備資金貸付決定通知書記載の　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業（以下「貸付対象事業」という。） |
| 最終償還期日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 償 還 方 法 | 令和　　年　　月　　日を第１回とし、以降毎年　　月　　日及び　　月　　日に各金　　　　　　　　　　円を分割弁済のうえ、最終償還期日に残額完済のこと。 |
| 利　　　　率 | 無利子 |
| 特 記 事 項 |  |

（実　印）

**一　般　約　款**

（資金の使用）

**第1条**　乙は、誠実に貸付対象事業を実施し、この契約による借入金を貸付対象事業のみに使用する。

2 　乙は、この契約による借入金を使用した場合には、その使途について経理上明らかにしておくとともに、貸付対象事業の進捗状況、貸付対象事業費の支払状況等について、甲の指示に従い、甲に報告する。

3 　乙がやむを得ない理由により貸付対象事業計画を変更しようとするときは、事前に甲の承認を得なければならない。

（資金の交付）

**第2条**　甲は、この契約による金員の交付を甲の指定する乙の金融機関の口座に振込む方法によって行うものとする。

（債務の弁済）

**第3条**　乙は、この契約による債務の弁済を甲の指定する金融機関に払い込む方法によって行うものとする。

（償還期日が休日等に当たる場合の特例）

**第4条**　この契約による償還期日が休日又は銀行休業日に当たる場合で、乙がそれらの日の次の銀行営業日に入金したときは、この契約による償還期日に入金したものとみなす。

（保証人の提供）

**第5条**　乙は、この契約による甲の債権を保全するため、この契約を締結すると同時に、甲の承認する連帯保証人（以下「保証人」という。）を立てる。

2 　乙は、甲から保証人の追加又は交替の指示を受けたときは、遅滞なく必要な手続きをとる。

（繰上償還）

**第6条**　乙は、次の各号の一に該当するときは、期限の利益を失い、要項記載の償還期日にかかわらず、借入金の全部又は甲の指示する金額を直ちに繰上償還する。

一　乙若しくは保証人が支払いを停止したとき又は乙若しくは保証人に関して破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。

二　乙若しくは保証人が手形交換所又は電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。

2　 乙は、次の各号の一に該当する場合で、甲が請求したときは、要項記載の償還期日にかかわらず、借入金の全部又は甲の指示する金額を直ちに繰上償還する。

一　乙が甲の定めた地域振興民間能力活用事業計画又は法令に反したとき。

二　乙が借入金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

三　乙が貸付対象事業により取得した物件を他に譲渡等を行うこと又は貸付対象事業に係る営業の休止、廃止等を行うことにより、貸付けの目的が達成されることが困難になったとき。

四　乙が貸付対象事業に係る民間金融機関等からの借入金の全部又は一部を繰上償還したとき。

五　乙が借入金の償還を怠ったとき。

六　乙がその他正当な事由なしに資金の貸付けに係る条件に違反したとき又は義務の履行を怠ったとき。

七　乙に関して他の債務のため仮差押、保全差押若しくは差押があったとき又は競売の申立てがあったとき。

八　乙が解散したとき。

九　乙が暴力団員等（第13条に定義する。）若しくは第13条第１項各号の一に該当し、若しくは同条第2項各号の一に該当する行為をし、又は同条第１項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、乙との取引を継続することが不適切であると甲が判断したとき。

十　保証人が前4号に定める事由の一に該当したとき。

十一　前各号のほかに甲において債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

3 　前項の各号の一に該当する事由が生じたとき又はそのおそれがあるときは、甲の請求の有無にかかわらず、乙は、直ちに甲に報告する。

4 　乙は、あらかじめ甲の承認をうけて、要項記載の償還期日にかかわらず、この契約による借入金の全部又は一部を償還することができる。

5 　第2項第9号の規定の適用により、乙又は保証人に損害が生じた場合にも、甲に何らの請求をしない。また、甲に損害が生じたときは、乙又は保証人がその責任を負う。

（遅延利息）

**第7条**　乙は、この契約による借入金又は繰上償還金の償還を遅延した場合には、償還すべき金額に対しその遅延日数に応じ年14％の割合に当たる遅延利息を1年を365日とする日割計算により甲に支払う。

（弁済の充当）

**第8条**　乙がこの契約による債務の弁済として数個の給付をなすべき場合又は乙の甲からの借入金債務が他にもある場合において、債務の全部を消滅させるに足りない弁済がなされたときは、甲の定める順序・方法によって充当する。

（調査及び報告）

**第9条**　甲は、必要あると認めるときは、いつでも、乙の書類、帳簿、財産及び事業の状態について調査を行い又は報告を求めることができる。

2　 乙又は保証人につき、住所、商号若しくは名称、代表者、届出印鑑その他甲に届け出た事項に変更があったときは、乙は、直ちに書面により甲に届け出る。

3　 乙が前項の届出を怠ったため、乙又は保証人に対する甲からの通知・送付書類等が遅着した場合又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなす。

4　 乙は、毎決算期ごとに、決算書類等を甲に提出するとともに、貸付対象事業に係る民間金融機関等からの借入金の償還状況について、甲に報告する。

5　 乙又は保証人の資産若しくは事業の状況に重大な変化が生じたとき又はそのおそれがあるときは、甲の請求の有無にかかわらず、乙は、直ちに甲に報告する。

（公正証書の作成）

**第10条**　 乙及び保証人は、甲が請求したときは、いつでも公証人に委嘱して、この契約による債務の承認及び強制執行の承諾ある公正証書の作成に必要な手続きをとる。

（費用の負担）

**第11条**　乙は、この証書の作成、前条による公正証書の作成その他この契約に関する一切の費用を負担する。

2 　甲が権利保全のため乙に代わって前項の費用を支払った場合は、その費用に対し、乙は、甲の支払った日から年14％の割合に当たる損害金を1年を365日とする日割計算により甲に支払う。

（貸付けに係る事務の委託）

**第12条**　 甲は、この契約による貸付けに係る支出事務、徴収事務等を一般財団法人地域総合整備財団に委託する。

（反社会勢力の排除）

**第13条**乙又は保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと､及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

一　暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

二　暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

三　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

四　暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

五　役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2　 乙又は保証人は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。

一　暴力的な要求行為

二　法的な責任を超えた不当な要求行為

三　取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四　風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲の信用を棄損し、又は甲の業務を妨害する行為

五　その他前各号に準ずる行為

（管轄裁判所）

**第14条**　 この契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、甲の主たる事務所を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

以上